

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として  
環境大臣の定める基準の設定に関する資料  
(案)

資料目次

	農薬名	基準設定	ページ
1	1, 3 - ジクロロプロペン (D - D)	既登録	1
2	シプロジニル	既登録	5
3	モリネート	既登録	9

平成 25 年 11 月 5 日

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 評価農薬基準値（案）一覧

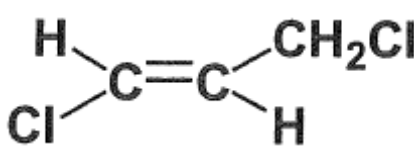
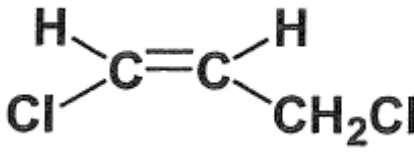
農薬名	基準値案 (mg/L)
1 1, 3 - ジクロロプロペン (D - D)	0.05 mg/L
2 シプロジニル	0.071 mg/L
3 モリネート	0.0055 mg/L

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料

## 1, 3-ジクロロプロペン (D-D)

### I. 評価対象農薬の概要

#### 1. 物質概要

化学名	(E Z) - 1, 3-ジクロロプロペン				
分子式	C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub>	分子量	111.0	CAS NO.	542-75-6
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(E 体)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(Z 体)</p> </div> </div>				

#### 2. 作用機構等

1, 3-ジクロロプロペンは、殺線虫剤であり、その作用機構は、線虫の酵素の求核反応の中心（スルフヒドリル基、アミノ基、水酸基等のグループ）と化学結合することにより酵素活性を阻害するものと考えられている。本邦での初回登録は1950年である。

製剤は油剤、くん蒸剤が、適用農作物等は野菜、いも、豆、花き、樹木等がある。

原体の国内生産量は、6,360.3 t (21年度<sup>※</sup>)、8,908.3 t (22年度)、8,807.9 t (23年度)、輸入量は4,142.0 t (21年度)、4,640.0 t (22年度)、4,447.9 t (23年度)であった。

※年度は農業年度（前年10月～当該年9月）、出典：農業要覧-2012-（（社）日本植物防疫協会）

### 3. 各種物性

外観・臭気	淡黄褐色透明液体、特異的 刺激臭	土壌吸着係数	E 体 $K_{F^{ads}_{OC}} = 46 - 140$ (25°C)
			Z 体 $K_{F^{ads}_{OC}} = 35 - 91$ (25°C)
融点	E 体 < -25°C	オクタノール /水分配係数	E 体 $\log Pow = 2.1$ (20°C)
	Z 体 -85°C		Z 体 $\log Pow = 1.82$ (20°C)
沸点	E 体 114.5°C	生物濃縮性	—
	Z 体 103.8-105.2°C		
蒸気圧	E 体 $3.0 \times 10^3$ Pa (25°C)	密度	E 体 $1.2 \text{ g/cm}^3$ (24°C)
	Z 体 $4.9 \times 10^3$ Pa (25°C)		Z 体 $1.2 \text{ g/cm}^3$ (23°C)
加水分解性	半減期 11.3 日 (pH5、7 及び 9 ; 20°C)	水溶解度	E 体 $2.52 \times 10^3 \text{ mg/L}$ (20°C)
			Z 体 $2.45 \times 10^3 \text{ mg/L}$ (20°C)
水中光分解性	半減期 5 日 (滅菌蒸留水・滅菌自然水、25°C、17.6 W/m <sup>2</sup> 、310-400 nm)		

## II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.02 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 25 年 2 月 18 日付けで、1, 3-ジクロロプロペンの ADI を 0.02 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 2 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

### Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

#### 1. 非水田使用時の水濁 PEC（Tier1）

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	97%油剤	$I$ : 単回の農薬使用量（有効成分 g /ha）	388,000
使用場面	非水田	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	1
適用農作物等	ばれいしょ	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	37.5
農薬使用量	40 L/10a		
総使用回数	1 回		
地上防除/航空防除	地 上		
施 用 法	土壌灌注		

#### 2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(Tier1)	0.0008522 …
うち地表流出寄与分	0.0008522 …
うち河川ドリフト寄与分	0
合 計 <sup>1)</sup>	0.0008522 … ÷ <u>0.00085 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値 (案)

登録保留基準値	<b>0.05 mg/L</b>
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.02 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0533...(mg/L) 平均体重 10%配分 飲料水摂取量

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は有効数字 1 桁 (ADI の有効数字桁数) とし、2 桁目を切り捨てて算出した。

#### <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	なし
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	0.002 mg/L
ゴルフ場暫定指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	0.02 mg/L

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号) 第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」(平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知) において設定された指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

### 2. リスク評価

水濁 PEC = 0.00085 (mg/L)であり、登録保留基準値 (案) 0.05 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比<sup>1)</sup>

農薬理論最大摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%) <sup>2)</sup>
0.0043	0.4

<sup>1)</sup> 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比の出典は、平成 25 年 10 月 21 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料(有効数字 2 桁)

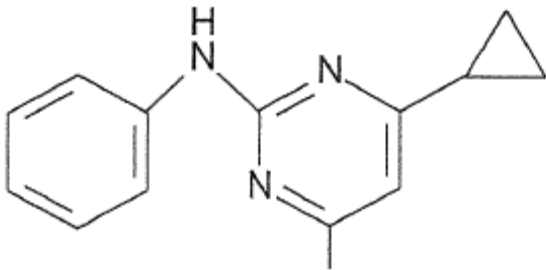
<sup>2)</sup> 国民平均の数値

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料

シプロジニル

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン				
分子式	C <sub>14</sub> H <sub>15</sub> N <sub>3</sub>	分子量	225.3	CAS NO.	121552-61-2
構造式					

2. 作用機構等

シプロジニルは、アニリノピリミジン系殺菌剤であり、その作用機構は、メチオニンの生合成を阻害することにより、病原菌に栄養不足を生じさせ、菌糸の植物体内への侵入及び伸長を阻害するものと考えられている。本邦での初回登録は1998年である。

製剤は水和剤が、適用農作物等は麦、果樹、野菜がある。

原体の輸入量は9.0 t（21年度\*）、9.0 t（22年度）、14.4 t（23年度）であった。

※年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2012・（社）日本植物防疫協会

### 3. 各種物性

外観・臭気	白色粉末、無臭（25℃）	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}} = 590 - 6,200$ （25℃）
融点	75.9℃	オクタノール ／水分配係数	$\log Pow = 4.0$ （pH5、7 及び 9；25℃）
沸点	>360℃（常圧） 100.9℃（1.96 Pa）	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 393$ （104、107μg/L）
蒸気圧	$4.7 \times 10^{-4} - 5.1 \times 10^{-4}$ Pa （25℃）	密度	1.2 g/cm <sup>3</sup> （22℃）
加水分解性	半減期 1 年以上安定 (pH5、7、9；25℃) (pH4、7、9；50℃)	水溶解度	16 mg/L（25℃）
水中光分解性	半減期 17.6 日（東京春季太陽光換算 7.2 日） （滅菌緩衝液、pH7.3、25℃、3.18 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm） 14.8 日（東京春季太陽光換算 13.8 日） （滅菌緩衝液、pH7.3、25℃、3.01-8.13 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm） 13.9 日（東京春季太陽光換算 14.5 日） （滅菌蒸留水、25℃、3.01- 8.13 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm） 12.1 日（東京春季太陽光換算 3.2 日） （自然水、pH8.9、25℃、4.15 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm） 24.2 日（東京春季太陽光換算 158.7 日） （滅菌蒸留水、25℃、51 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm） 0.9 日（東京春季太陽光換算 5.9 日） （自然水、25℃、51 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm）		

## II. 安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.027 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 24 年 9 月 24 日付けで、シプロジニルの ADI を 0.027 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 2.70 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	



### Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

#### 1. 非水田使用時の PEC（Tier1）

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	50%水和剤	$I$ : 単回の農薬使用量（有効成分 g /ha）	3,500
使用場面	非水田	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	4
適用農作物等	果樹	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	37.5
農薬使用量	700 L/10a <sup>1)</sup>		
総使用回数	4 回		
地上防除/航空防除	地 上		
施 用 法	散 布		

<sup>1)</sup> 希釈液（希釈倍数 1,000 倍）として。

#### 2. 水濁 PEC 算出結果（

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(Tier1)	0.0002194 …
うち地表流出寄与分	0.0001957 …
うち河川ドリフト寄与分	0.0000238 …
合 計 <sup>1)</sup>	0.0002194 … ≒ <u>0.00022 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

登録保留基準値	<b>0.071 mg/L</b>
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.027 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.07195...(mg/L) 平均体重 10%配分 飲料水摂取量

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

#### <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	なし
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	0.07 mg/L
ゴルフ場暫定指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	なし

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（その他農薬）。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

### 2. リスク評価

水濁 PEC = 0.00022 (mg/L)であり、登録保留基準値（案）0.071 (mg/L)を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比<sup>1)</sup>

農薬推定一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%) <sup>2)</sup>
0.26	18

<sup>1)</sup> 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比の出典は、平成 25 年 10 月 21 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料(有効数字 2 桁)

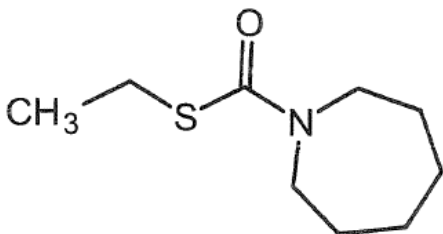
<sup>2)</sup> 国民平均の数値

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料

モリネート

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	S-エチル=ペルヒドロアゼピン-1-カルボチオアート				
分子式	C <sub>9</sub> H <sub>17</sub> NOS	分子量	187.3	CAS NO.	2212-67-1
構造式					

2. 作用機構等

モリネートは、カーバメート系除草剤であり、その作用機構は、雑草の幼芽部、茎葉部及び根部からの速やかな吸収後に生長点へ移行し、タンパク質生合成阻害により、細胞分裂及び伸長を阻止し枯死させる。本邦での初回登録は1971年である。

製剤は粒剤が、適用農作物等は稲がある。

原体の輸入量は62.7 t（21年度\*）、64.0 t（23年度）であった。

※年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2012・（社）日本植物防疫協会

### 3. 各種物性

外観・臭気	無色液体、硫黄化合物臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}} = 100 - 360$ (25°C)
融点	< -50°C	オクタノール ／水分配係数	$\log Pow = 2.88$ (25°C)
沸点	136.5°C (1,333 Pa)	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 65$ (0.1 mg/L)
蒸気圧	0.71 Pa (25°C)	密度	1.1 g/cm <sup>3</sup> (20°C)
加水分解性	30 日間安定 (pH5、7 及び 9 ; 25°C、40°C)	水溶解度	961 mg/L (25°C) 990 mg/L (pH5、25°C) 900 mg/L (pH9、25°C)
水中光分解性	14 日間 (北緯 37.56° 夏季太陽光換算 33.9 日間) 安定 (滅菌緩衝液、pH7、25°C、508 W/m <sup>2</sup> 、300-800 nm) 6 日間 (東京春季太陽光換算 34.8 日間) 安定 (自然水、pH8.1、25°C、45.1 W/m <sup>2</sup> 、300-400 nm)		

## II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.0021 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 25 年 3 月 4 日付けで、モリネートの ADI を 0.0021 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 0.21 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

### Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

#### 1. 水田使用時の水濁 PEC（Tier2）

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	8%粒剤	$I$ : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha）	3,200
使用場面	水田	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	2
適用農作物等	水稲	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	50
農薬使用量	4 kg/10a	$fp$ : 施用法による農薬流出係数（-）	1
総使用回数	2 回	止水期間	7
地上防除/航空防除	地 上	$K_{r^{ads}_{oc}}$ : 土壌吸着係数	254
施 用 法	湛水散布	ドリフト量の考慮	考慮せず
<b>水質汚濁性試験成績（mg/L）</b>			
0 日		3.03	
1 日		1.83	
3 日		1.27	
7 日		0.160	
14 日		0.0766	

#### 2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時(Tier2)	0.001575 …
非水田使用時	適用なし
合 計 <sup>1)</sup>	0.001575 … ÷ <u>0.0016 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

登録保留基準値	<b>0.0055 mg/L</b>
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.0021 (mg/kg 体重/日)	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.00559...(mg/L)
ADI	平均体重 10%配分 飲料水摂取量

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	0.05 mg/L
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	0.005 mg/L
ゴルフ場暫定指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	0.006 mg/L

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（対象農薬）。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

### 2. リスク評価

水濁 PEC = 0.0016 (mg/L)であり、登録保留基準値（案）0.0055 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比<sup>1)</sup>

農薬推定一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%) <sup>2)</sup>
0.017	15

<sup>1)</sup> 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比の出典は、平成 25 年 10 月 21 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料(有効数字 2 桁)

<sup>2)</sup> 国民平均の数値

## モニネートの水濁 PEC(水田 Tier2)の算出方法について

## 1. 経緯

モニネートの水田 PECTier2 の数値について確認したところ、申請者が PECTier2 算出に用いたパラメータが、以下の抄録中の水質汚濁性試験の数値と異なっており、さらに3日目の数値がなかったため、申請者に Tier2 の数値の算出方法を確認するとともに、以下についての理由を求めた。

- ①最大使用量は 4kg/10a なのに、なぜ 4 kg/10a 処理のデータがないのか
- ②なぜ 3 日目のデータがないのか。

表 モリネートの水質汚濁性試験

被験物質の 処理方法 濃度・量	使用回数	経過日数	測定値 (mg/L)
			モニネート
A 欄 粒剤 (8.0%) 3kg/10a	0	-	<0.0001
	1	0*	2.74
	1	1	1.80
	1	3	—
	1	7	0.0816
	1	14	0.0310
B 欄 粒剤 (8.0%) 3kg/10a	1	0*	1.80
	1	1	0.944
	1	3	—
	1	7	0.159
	1	14	0.0839

\*：処理 6 時間後

## 2. 申請者からの聞き取り結果

## ①算出方法について

以下により、水田 PECTier2 算出のための数値を求めた。

経過日数	Tier2 使用値(mg/l)
0	3.03
1	1.83
3	1.27
7	0.160
14	0.0766

### ○3 日目以外の測定値の推計

本来の単回施用量：3200g/ha に対し、実施された水質汚濁性試験の単回施用量：2400g/ha であるため、表の数値に係数として 4/3 を各測定値に乗じて算出した。

$$x = \frac{(\text{A 欄の同じ経過日数の測定値} + \text{B 欄の同じ経過日数の測定値})}{2} \times \frac{4}{3}$$

### ○3 日目の計算法

$$x = \left( P - \frac{(P - Q)}{6} \times 2 \right) \times \frac{4}{3}$$

$\left( \begin{array}{l} P : \text{経過日数 1 日後の測定値} \\ Q : \text{経過日数 7 日後の測定値} \\ 6 : \text{経過日数 7 日 - 経過日数 1 日} \end{array} \right)$

#### <参考>

「農薬の登録申請書等に添付する資料について」

(平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知)

水質汚濁性試験において、田面水中濃度の欠測日における濃度推定は、原則として減衰曲線上から行うものとする。具体的には欠測日の前後の測定値を按分して求める。

## ②理由について

### ○最大使用量は 4kg/10a なのに、なぜ 4 kg/10a 処理のデータがないのか

モリネート剤において有効成分としての施用量が最大となる条件は「オードラム粒剤（モリネート 8%粒剤）」（初回登録昭和 47 年 7 月 3 日）であり、本製剤の使用条件（使用量 3～4kg/10a）の範囲内で水質汚濁性試験が実施されました（通常施用量の 3kg/10a で実施）。

モリネート剤については昭和 58 年に、3kg/10a、4kg/10a 施用時の土壌存在下かつ清水下におけるモリネートの水中での消長が調査されている。試験条件として施用面積：約 0.26 m<sup>2</sup>、土壌深度：5cm、水深：5cm で実施されており、ガイドラインと比べて土壌深度が浅く、吸着/浸透による減衰評価としては限定的であるものの、同一試験条件下における試験であれば、3kg/10a、4kg/10a の水中での消長速度と減衰率は、それぞれの初期濃度に比例して減衰することが確認されている。また、初期濃度を含めた 15 日までの分析点における濃度は施用量の割合に応じた濃度（4kg/10a では 3kg/10a の約 1.3 倍の濃度）となっている。

平成 5 年 5 月 25 日に「オードラム粒剤（モリネート 8%粒剤）」を用いて実施された既提出の水質汚濁性試験は、通常施用量である 3kg/10a で実施されており、最大使用条件である 4kg/10a で実施されていないが、昭和 58 年に実施された試験内で、同一試験条件では 3kg/10a、4kg/10a 間で初期濃度は施用量比で求められること、消長速度や減衰率は変わらないことが示されていることから、既提出の水質汚濁性試験



の分析値に施用量比の係数（4分の3=1.33）を乗じることで、4kg/10a 施用した場合の水中の消長の確認を行うことは可能であると考えます。

以上から、本剤についても同様に水濁 PEC を算出することに問題はなく、既提出の水質汚濁性試験を用いて水濁登録保留基準値設定の評価を行うことが可能と考えます。

○なぜ3日目のデータがないのか

水質汚濁性試験を行った会社が現在すでになく、3日目の測定を行わなかった理由について確認することができなかった。